

仙台市地域防災計画【風水害等災害対策編】修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧				新				備考		
第1部 第1章 第3節 適切な避難 行動を行う P8~9	1. 避難情報の発令基準と対象地域【市民・企業・地域団体等】 (中略)				1. 避難情報の発令基準と対象地域【市民・企業・地域団体等】 (中略)						
	【参考】市の避難情報の発令基準				【参考】市の避難情報の発令基準						
	洪水 (その他河川〔中小河川〕)	発令基準	高齢者等避難 -	避難指示 (中略)	緊急安全確保 ・水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合(危機管理型水位計が設置されている場合に限る) ・異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 ・その他氾濫の発生が確認された場合	洪水 (その他河川〔中小河川〕)	発令基準	高齢者等避難 -		避難指示 (中略)	緊急安全確保 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「 <u>危険</u> 」(紫)が出現し、かつ <u>降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる</u> 場合 ・浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 ・水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合(危機管理型水位計が設置されている場合に限る) ・異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 ・その他氾濫の発生が確認された場合
	対象地域	=	○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。		対象地域	○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。 <u>下流の洪水予報河川・水位周知河川の区間に避難情報が発令される等、当該中小河川の危険度が高まった場合</u>					
(中略)				(中略)							
防災重点ため池(※3)の決壊	発令基準	水位が設計洪水水位(※4)に達した場合	・水位が設計洪水水位(※4)を超え、なお上昇のおそれがある場合 ・ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合(水位計が設置されていない場合の暫定基準)	・堤体(土手)決壊のおそれがある場合 ・氾濫の発生が確認された場合	防災重点農業用ため池(※3)の決壊	発令基準	水位が設計洪水水位(※4)に達した場合	・水位が設計洪水水位(※4)を超え、なお上昇のおそれがある場合 ・ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合(水位計が設置されていない場合の暫定基準)	・堤体(土手)決壊のおそれがある場合 ・氾濫の発生が確認された場合		

旧頁	旧				新				備考	
第1部 第1章 第3節 適切な避難 行動を行う P8~9		対象地域	○ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。			対象地域	○ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。		防災重点農業用 ため池に係る防 災工事等の推進 に関する特別措 置法に則り、名 称を変更	
早期発令 (※5)	発令基準	台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合	台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれが高まった場合	-	早期発令 (※5)	対象地域	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域等 洪水浸水想定区域（水防法第14条） ハザードマップで示された浸水範囲(防災重点ため池) 	-		-
(中略)					(中略)					
※3 防災重点ため池 下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。 (資料6-18「防災重点ため池一覧」参照)					※3 防災重点農業用ため池 下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。 (資料6-18「防災重点農業用ため池一覧」参照)					
第1部 第1章 第8節 交通・ライ フライン等 に関わる情 報を入手す る P27	【参考】市や防災関係機関の取り組み 1~3 (略) 4. ガス施設に関する広報 災害発生時には、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ガス局ホームページにより周知します。 また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努めます。				【参考】市や防災関係機関の取り組み 1~3 (略) 4. ガス施設に関する広報 災害発生時には、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ガス局ホームページにより周知します。				マスメディア・ ホームページに よる広報を基本 とする	
第1部 第1章 第11節 生活の復 旧・復興に 関する支援 を利用する P31	【参考】市の取り組み 1. 被災住宅の応急修理や土石等の障害物除去 (中略) (1) 被災住宅の応急修理 災害のために被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分の応急的な補修を行います。 ア (略) イ 期間 災害発生の日から <u>4か月以内</u>				【参考】市の取り組み 1. 被災住宅の応急修理や土石等の障害物除去 (中略) (1) 被災住宅の応急修理 災害のために被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分の応急的な補修を行います。 ア (略) イ 期間 災害発生の日から <u>3か月以内(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)</u>				災害救助法によ る救助の程度、 方法及び期間並 びに実費弁償の 基準に整合	

旧頁	旧	新	備考												
第1部 第2章 第2節 災害対策活動体制 P36～37	<p>3. 災害警戒本部体制 (中略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① (略)</p> <p>② 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき</p> <p>③～④ (略)</p> </div> <p style="text-align: right;">(資料 2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒本部の組織</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>警戒本部長：危機管理監 警戒副本部長：危機管理局次長、危機管理局危機管理部長、 危機管理局防災・減災部長、危機管理局参事、総務局総務部長 (以下略)</p> </div>	<p>3. 災害警戒本部体制 (中略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① (略)</p> <p>② 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、<u>又は発生が予想される場合で</u>、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき</p> <p>③～④ (略)</p> </div> <p style="text-align: right;">(資料 2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒本部の組織</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>警戒本部長：危機管理監 警戒副本部長：危機管理局次長、<u>危機管理局参事</u>、危機管理局危機管理部長、 危機管理局防災・減災部長、総務局総務部長 (以下略)</p> </div>	仙台市災害警戒本部運営要領に整合												
第1部 第2章 第2節 災害対策活動体制 P38～41	<p>4. 災害対策本部体制 (中略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 市内で震度5弱以上を観測する地震が発生したとき</p> <p>②～⑥ (略)</p> </div> <p style="text-align: right;">(資料 2-2「仙台市災害対策本部運営要綱」参照) (資料 2-3「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 災对本部事務局</p> <p>ア 構成</p> <p>災对本部事務局の構成は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">(中略)</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務局次長</td> <td style="text-align: center;">危機管理局防災・減災部長 総務局総務部長 危機管理局参事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </table>	(中略)	(中略)	事務局次長	危機管理局防災・減災部長 総務局総務部長 危機管理局参事	(以下略)	(以下略)	<p>4. 災害対策本部体制 (中略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 市内で震度5弱以上<u>の</u>地震が発生したとき</p> <p>②～⑥ (略)</p> </div> <p style="text-align: right;">(資料 2-2「仙台市災害対策本部運営要綱」参照) (資料 2-3「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 災对本部事務局</p> <p>イ 構成</p> <p>災对本部事務局の構成は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">(中略)</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務局次長</td> <td style="text-align: center;">危機管理局防災・減災部長 総務局総務部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </table>	(中略)	(中略)	事務局次長	危機管理局防災・減災部長 総務局総務部長	(以下略)	(以下略)	仙台市災害警戒本部運営要領に整合
(中略)	(中略)														
事務局次長	危機管理局防災・減災部長 総務局総務部長 危機管理局参事														
(以下略)	(以下略)														
(中略)	(中略)														
事務局次長	危機管理局防災・減災部長 総務局総務部長														
(以下略)	(以下略)														
第1部 第2章 第3節 職員の配備・動員計画 P46～48	<p>1. 配備計画</p> <p>(1) 警戒配備等 (中略)</p>	<p>1. 配備計画</p> <p>(1) 警戒配備等 (中略)</p>													

旧頁	旧	新	備考																																																												
第1部 第2章 第3節 職員の配 備・動員計 画 P46～48	<p style="text-align: center;"><警戒配備等基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">配備区分</th> <th style="width: 45%;">配備基準</th> <th style="width: 40%;">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡体制の強化</td> <td>(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。</td> </tr> <tr> <td>発令者：危機管理監</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(2) 非常配備 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><非常配備基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">配備区分</th> <th style="width: 45%;">配備基準</th> <th style="width: 40%;">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常1号配備</td> <td>(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2)～(5) (略) (6) その他市長が必要と認めるとき</td> <td>災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>発令者：災害対策本部長</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>非常2号配備</td> <td>(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2)～(3) (略) (4) その他市長が必要と認めるとき</td> <td>相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>発令者：災害対策本部長</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>非常3号配備</td> <td>(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) (略) (3) その他市長が必要と認めるとき</td> <td>全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。</td> </tr> <tr> <td>発令者：災害対策本部長</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備基準	配備体制	情報連絡体制の強化	(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。	発令者：危機管理監	(中略)		配備区分	配備基準	配備体制	非常1号配備	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2)～(5) (略) (6) その他市長が必要と認めるとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。	発令者：災害対策本部長			非常2号配備	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2)～(3) (略) (4) その他市長が必要と認めるとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。	発令者：災害対策本部長			非常3号配備	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) (略) (3) その他市長が必要と認めるとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。	発令者：災害対策本部長			<p style="text-align: center;"><警戒配備等基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">配備区分</th> <th style="width: 45%;">配備基準</th> <th style="width: 40%;">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡体制の強化</td> <td>(4) 市内で震度4の地震が発生したとき (5) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (6) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努める体制。</td> </tr> <tr> <td>発令者：危機管理監</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(2) 非常配備 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><非常配備基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">配備区分</th> <th style="width: 45%;">配備基準</th> <th style="width: 40%;">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常1号配備</td> <td>(1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき (2)～(5) (略) (6) その他市長が必要と認めるとき</td> <td>災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>発令者：災害対策本部長</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>非常2号配備</td> <td>(1) 市内で震度5強の地震が発生したとき (2)～(3) (略) (4) その他市長が必要と認めるとき</td> <td>相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。</td> </tr> <tr> <td>発令者：災害対策本部長</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>非常3号配備</td> <td>(1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) (略) (3) その他市長が必要と認めるとき</td> <td>全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。</td> </tr> <tr> <td>発令者：災害対策本部長</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備基準	配備体制	情報連絡体制の強化	(4) 市内で震度4の地震が発生したとき (5) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (6) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努める体制。	発令者：危機管理監	(中略)		配備区分	配備基準	配備体制	非常1号配備	(1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき (2)～(5) (略) (6) その他市長が必要と認めるとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。	発令者：災害対策本部長			非常2号配備	(1) 市内で震度5強の地震が発生したとき (2)～(3) (略) (4) その他市長が必要と認めるとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。	発令者：災害対策本部長			非常3号配備	(1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) (略) (3) その他市長が必要と認めるとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。	発令者：災害対策本部長			非常配備等に関する要領に整合
配備区分	配備基準	配備体制																																																													
情報連絡体制の強化	(1) 市内で震度4を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。																																																													
発令者：危機管理監	(中略)																																																														
配備区分	配備基準	配備体制																																																													
非常1号配備	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2)～(5) (略) (6) その他市長が必要と認めるとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。																																																													
発令者：災害対策本部長																																																															
非常2号配備	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2)～(3) (略) (4) その他市長が必要と認めるとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。																																																													
発令者：災害対策本部長																																																															
非常3号配備	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) (略) (3) その他市長が必要と認めるとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。																																																													
発令者：災害対策本部長																																																															
配備区分	配備基準	配備体制																																																													
情報連絡体制の強化	(4) 市内で震度4の地震が発生したとき (5) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (6) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努める体制。																																																													
発令者：危機管理監	(中略)																																																														
配備区分	配備基準	配備体制																																																													
非常1号配備	(1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき (2)～(5) (略) (6) その他市長が必要と認めるとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。																																																													
発令者：災害対策本部長																																																															
非常2号配備	(1) 市内で震度5強の地震が発生したとき (2)～(3) (略) (4) その他市長が必要と認めるとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。																																																													
発令者：災害対策本部長																																																															
非常3号配備	(1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) (略) (3) その他市長が必要と認めるとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。																																																													
発令者：災害対策本部長																																																															
第1部 第2章 第4節 避難計画 P51	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実施機関</th> <th style="width: 80%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>経 済 部</td> <td>・防災重点ため池の決壊に伴う避難情報の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること ・防災重点ため池の決壊に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	(中略)	(中略)	経 済 部	・防災重点ため池の決壊に伴う避難情報の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること ・防災重点ため池の決壊に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること	(以下略)	(以下略)	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実施機関</th> <th style="width: 80%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>経 済 部</td> <td>・防災重点農業用ため池の決壊に伴う避難情報の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること ・防災重点農業用ため池の決壊に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	(中略)	(中略)	経 済 部	・防災重点農業用ため池の決壊に伴う避難情報の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること ・防災重点農業用ため池の決壊に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること	(以下略)	(以下略)	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に則り、名称を変更																																												
実施機関	担当業務																																																														
(中略)	(中略)																																																														
経 済 部	・防災重点ため池の決壊に伴う避難情報の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること ・防災重点ため池の決壊に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること																																																														
(以下略)	(以下略)																																																														
実施機関	担当業務																																																														
(中略)	(中略)																																																														
経 済 部	・防災重点農業用ため池の決壊に伴う避難情報の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること ・防災重点農業用ため池の決壊に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること																																																														
(以下略)	(以下略)																																																														
第1部 第2章 第4節 避難計画 P52～56	<p>2. 避難情報の発令等〔災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部〕</p> <p>(1) 避難情報の区分及び発令基準 (中略)</p>	<p>2. 避難情報の発令等〔災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部〕</p> <p>(1) 避難情報の区分及び発令基準 (中略)</p>																																																													

旧頁	旧					新					備考
第1部 第2章 第4節 避難計画 P52～56			高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保			高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	中小河川における避難情報発令基準の一部修正
	(中略)					(中略)					
	洪水(その他河川(中小河川))	発令基準	-	<ul style="list-style-type: none"> ・浸透、侵食による堤防の変状が発見され、かつ洪水キキクル(気象庁ホームページ洪水警報の危険度分布)で紫が表示されている場合 ・浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合(危機管理型水位計が設置されている場合に限る) ・異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 ・その他氾濫の発生が確認された場合 	洪水(その他河川(中小河川))	発令基準	-	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「<u>危険</u>」(紫)が出現し、かつ<u>降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる</u>場合 ・浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合(危機管理型水位計が設置されている場合に限る) ・異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 ・その他氾濫の発生が確認された場合 	
	対象地域	-	○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。			対象地域		○洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。 <u>下流の洪水予報河川・水位周知河川の区間に避難情報が発令される等、当該中小河川の危険度が高まった場合</u>			
(中略)					(中略)						
防災重点ため池(※3)の決壊	発令基準	水位が設計洪水水位(※4)に達した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が設計洪水水位(※4)を超え、なお上昇のおそれがある場合 ・ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合(水位計が設置されていない場合の暫定基準) 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤体(土手)決壊のおそれがある場合 ・氾濫の発生が確認された場合 	防災重点農業用ため池(※3)の決壊	発令基準	水位が設計洪水水位(※4)に達した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が設計洪水水位(※4)を超え、なお上昇のおそれがある場合 ・ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合(水位計が設置されていない場合の暫定基準) 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤体(土手)決壊のおそれがある場合 ・氾濫の発生が確認された場合 	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に則り、名称を変更	
対象地域	○ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。			対象地域	○ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。						

旧頁	旧				新				備考												
<p>第1部 第2章 第4節 避難計画 P52～56</p>	<p>早期発令 (※5)</p>	<p>発令基準</p>	<p>台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合</p>	<p>台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれが高まった場合</p>	<p>-</p>	<p>※3 防災重点ため池 下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。 (資料 6-18「防災重点ため池一覧」参照)</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 避難情報の伝達 (中略)</p> <p>ア 高齢者等避難発令時の伝達手段 ①～② (略) ③ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (Twitter)、せんだい避難情報電話サービス等及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (Twitter)」「せんだい避難情報電話サービス」等により高齢者等避難発令の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>イ 避難指示、緊急安全確保発令時の伝達手段 ①～② (略) ③ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (Twitter)、せんだい避難情報電話サービス等及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (Twitter)」「せんだい避難情報電話サービス」等により避難指示、緊急安全確保の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。</p>	<p>対象地域</p>	<p>・土砂災害警戒区域等 ・洪水浸水想定区域 (水防法第 14 条) ・ハザードマップで示された浸水範囲(防災重点ため池)</p>	<p>-</p>	<p>(中略)</p>	<p>早期発令 (※5)</p>	<p>発令基準</p>	<p>台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合</p>	<p>台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれが高まった場合</p>	<p>-</p>	<p>※3 防災重点農業用ため池 下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。 (資料 6-18「防災重点農業用ため池一覧」参照)</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 避難情報の伝達 (中略)</p> <p>ア 高齢者等避難発令時の伝達手段 ①～② (略) ③ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (X (旧 Twitter)、LINE)、せんだい避難情報電話サービス等及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (X (旧 Twitter)、LINE)」「せんだい避難情報電話サービス」等により高齢者等避難発令の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>イ 避難指示、緊急安全確保発令時の伝達手段 ①～② (略) ③ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (X (旧 Twitter)、LINE)、せんだい避難情報電話サービス等及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (X (旧 Twitter)、LINE)」「せんだい避難情報電話サービス」等により避難指示、緊急安全確保の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。</p>	<p>対象地域</p>	<p>・土砂災害警戒区域等 ・洪水浸水想定区域 (水防法第 14 条) ・ハザードマップで示された浸水範囲(防災重点農業用ため池)</p>	<p>-</p>	<p>(中略)</p>	<p>防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に則り、名称を変更</p> <p>名称の変更及び 仙台市公式 LINE を追記</p> <p>名称の変更及び 仙台市公式 LINE を追記 (※風水害等災害対策編における本表記は、全て同様に修正)</p>
<p>第1部 第2章 第5節 地盤災害対策 P63</p>	<p>3. 警戒区域の設定等 (中略) 調査の結果、二次災害の発生する可能性がある場合には、災対本部長は、災害発生地の土地所有者等に対し、復旧のための措置を検討の上、早急に、応急対策工事を施工するよう助言及び指導を行う。また、災害発生地が宅地造成工事規制区域内である場合、災対本部長は、二次災害防止のために必要に応じて宅地造成等規制法に基づく勧告等の措置を講ずる。 (以下略)</p>				<p>3. 警戒区域の設定等 (中略) 調査の結果、二次災害の発生する可能性がある場合には、災対本部長は、災害発生地の土地所有者等に対し、復旧のための措置を検討の上、早急に、応急対策工事を施工するよう助言及び指導を行う。また、災害発生地が宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域内である場合、災対本部長は、二次災害防止のために必要に応じて法に基づく勧告等の措置を講ずる。 (以下略)</p>				<p>宅地造成及び特定盛土等規制法の改正のため</p>												

旧頁	旧	新	備考
第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P71	<p>(3) 情報連絡体制 (中略)</p> <p style="text-align: center;">〈情報伝達系統図〉</p> <p style="text-align: center;">市民・事業者等</p> <p>※ ヘリコプターテレビ電送システム：「ヘリテレ」</p>	<p>(3) 情報連絡体制 (中略)</p> <p style="text-align: center;">〈情報伝達系統図〉</p> <p style="text-align: center;">市民・事業者等</p> <p>※ ヘリコプターテレビ電送システム：「ヘリテレ」</p>	<p style="text-align: center;">組織改編のため</p>

旧頁	旧	新	備考																				
第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P72	2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報 (中略) 〈気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統図〉 (図省略) 注) 二重枠の機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、 特別警報が発表された際に、通知もしくは 周知の措置が義務づけられている伝達経路	2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報 (中略) 〈気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統図〉 (図省略) 注) 二重枠の機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号 並びに第9条 の規定に基づく法定伝達先 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、 警報の通知又は 周知の措置が義務づけられている伝達経路	記述の適正化																				
第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P73	3. 指定河川洪水予報 (中略) (1) 指定河川洪水予報の種類 <table border="1" data-bbox="329 751 1412 1501"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況 であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す 警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位 以上 の状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの 避難が必要 とされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等 は危険な場所からの避難が必要 とされる警戒レベル3に相当。	3. 指定河川洪水予報 (中略) (1) 指定河川洪水予報の種類 <table border="1" data-bbox="1513 751 2597 1537"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる 警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位 を超える 状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの 避難する必要がある とされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等 が危険な場所から避難する必要がある とされる警戒レベル3に相当。	記述の適正化
種類	標題	概要																					
洪水警報	氾濫発生情報	予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況 であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す 警戒レベル5に相当。																					
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位 以上 の状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの 避難が必要 とされる警戒レベル4に相当。																					
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等 は危険な場所からの避難が必要 とされる警戒レベル3に相当。																					
種類	標題	概要																					
洪水警報	氾濫発生情報	予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる 警戒レベル5に相当。																					
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位 を超える 状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの 避難する必要がある とされる警戒レベル4に相当。																					
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等 が危険な場所から避難する必要がある とされる警戒レベル3に相当。																					
第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P76	7. 土砂災害警戒情報 (中略) (1) 土砂災害警戒情報の概要 大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(仙台市は東西に分割した地域)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの 避難が必要 とされる警戒レベル4に相当。	7. 土砂災害警戒情報 (中略) (1) 土砂災害警戒情報の概要 大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(仙台市は東西に分割した地域)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から 避難する必要がある とされる警戒レベル4に相当。	記述の適正化																				

旧頁	旧	新	備考																		
第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P77	8. 要配慮者利用施設等への情報伝達 (中略) (1) 水防法第15条に基づく情報伝達 (中略) ア(略) イ 伝達する情報と伝達の範囲 <table border="1" data-bbox="314 489 1433 709"> <thead> <tr> <th>情報区分</th> <th>伝達範囲</th> <th>伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水予報等</td> <td>指定河川の浸水想定区域内にあるすべての対象施設に伝達</td> <td>・指定河川洪水予報(洪水予報河川) ・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報(水位周知河川)</td> </tr> <tr> <td>避難情報</td> <td>発令範囲内に所在する対象施設に限定</td> <td>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</td> </tr> </tbody> </table>	情報区分	伝達範囲	伝達内容	洪水予報等	指定河川の浸水想定区域内にあるすべての対象施設に伝達	・指定河川洪水予報(洪水予報河川) ・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報(水位周知河川)	避難情報	発令範囲内に所在する対象施設に限定	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	8. 要配慮者利用施設等への情報伝達 (中略) (1) 水防法第15条に基づく情報伝達 (中略) ア(略) イ 伝達する情報と伝達の範囲 <table border="1" data-bbox="1492 489 2611 709"> <thead> <tr> <th>情報区分</th> <th>伝達範囲</th> <th>伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水予報等</td> <td>洪水予報河川、水位周知河川又はその他河川の洪水浸水想定区域内にある対象施設に伝達</td> <td>・指定河川洪水予報(洪水予報河川) ・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報(水位周知河川)</td> </tr> <tr> <td>避難情報</td> <td></td> <td>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</td> </tr> </tbody> </table>	情報区分	伝達範囲	伝達内容	洪水予報等	洪水予報河川、水位周知河川又はその他河川の洪水浸水想定区域内にある対象施設に伝達	・指定河川洪水予報(洪水予報河川) ・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報(水位周知河川)	避難情報		高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	令和5年度仙台市水防計画との整合
情報区分	伝達範囲	伝達内容																			
洪水予報等	指定河川の浸水想定区域内にあるすべての対象施設に伝達	・指定河川洪水予報(洪水予報河川) ・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報(水位周知河川)																			
避難情報	発令範囲内に所在する対象施設に限定	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保																			
情報区分	伝達範囲	伝達内容																			
洪水予報等	洪水予報河川、水位周知河川又はその他河川の洪水浸水想定区域内にある対象施設に伝達	・指定河川洪水予報(洪水予報河川) ・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報(水位周知河川)																			
避難情報		高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保																			
第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P79	10. 通信手段の確保 (中略) (1)～(3)(略) (4) 無線通信網の利用 有線回線での通信と併せて、以下の無線網を活用する。 ア 防災行政用無線等 ① 仙台市防災行政用無線(デジタル移動通信系及びIP系) 災害情報センターと各部及び区本部、又は各部及び区本部と所属する移動局間の通信	10. 通信手段の確保 (中略) (1)～(3)(略) (4) 無線通信網の利用 有線回線での通信と併せて、以下の無線網を活用する。 ア 防災行政用無線等 ① 仙台市防災行政用無線(IP系) 災害情報センターと各部及び区本部、又は各部及び区本部と所属する移動局間の通信	デジタル移動通信系の運用終了に伴う記載の削除																		
第1部 第2章 第15節 緊急輸送計 画 P127～128	3. 道路交通の確保〔市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部〕 (1)～(2)(略) (3) 道路啓開等の実施 (中略) ア(略) イ 宮城県道路防災情報連絡協議会指定緊急輸送道路 (中略) 第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を結ぶ道路、脆弱性を考慮した多重化・代替性確保のための道路 ※第2次防災拠点：地方公共団体(第1次以外)、警察、消防、指定地方行政機関、自衛隊、港湾(第1次以外)、 地方 公共機関、病院(災害拠点病院)、広域避難場所、物資拠点(ヘリポート、駅、郵便局、道の駅、集積所) 第3次緊急輸送道路 第1次・第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を結ぶ道路、脆弱性を考慮した多重化・代替性確保のための道路 ※第3次防災拠点：保健所、病院(第2次緊急医療施設)、物資拠点(駅(第2次以外))、地域物資・活動拠点 (中略)	3. 道路交通の確保〔市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部〕 (1)～(2)(略) (3) 道路啓開等の実施 (中略) ア(略) イ 宮城県道路防災情報連絡協議会指定緊急輸送道路 (中略) 第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を結ぶ道路、脆弱性を考慮した多重化・代替性確保のための道路 ※第2次防災拠点：地方公共団体(第1次以外)、警察、消防、指定地方行政機関、自衛隊、港湾(第1次以外)、指定公共機関、病院(災害拠点病院)、広域避難場所、物資拠点(ヘリポート、駅、郵便局、道の駅、集積所) 第3次緊急輸送道路 第1次・第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を結ぶ道路、脆弱性を考慮した多重化・代替性確保のための道路 ※第3次防災拠点：保健所、病院(第2次緊急医療施設)、物資拠点(駅(第2次以外))、地域物資・活動拠点、 <u>指定公共機関(第2次以外)</u> (中略)	宮城県道路防災情報連絡協議会で定める緊急輸送道路及び防災拠点の定義に整合																		

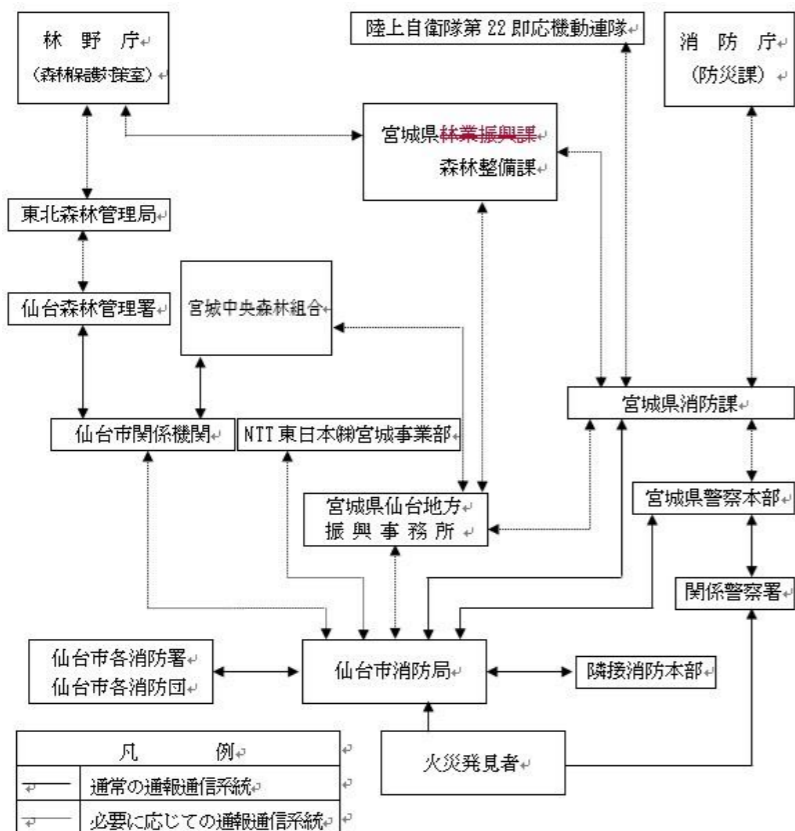
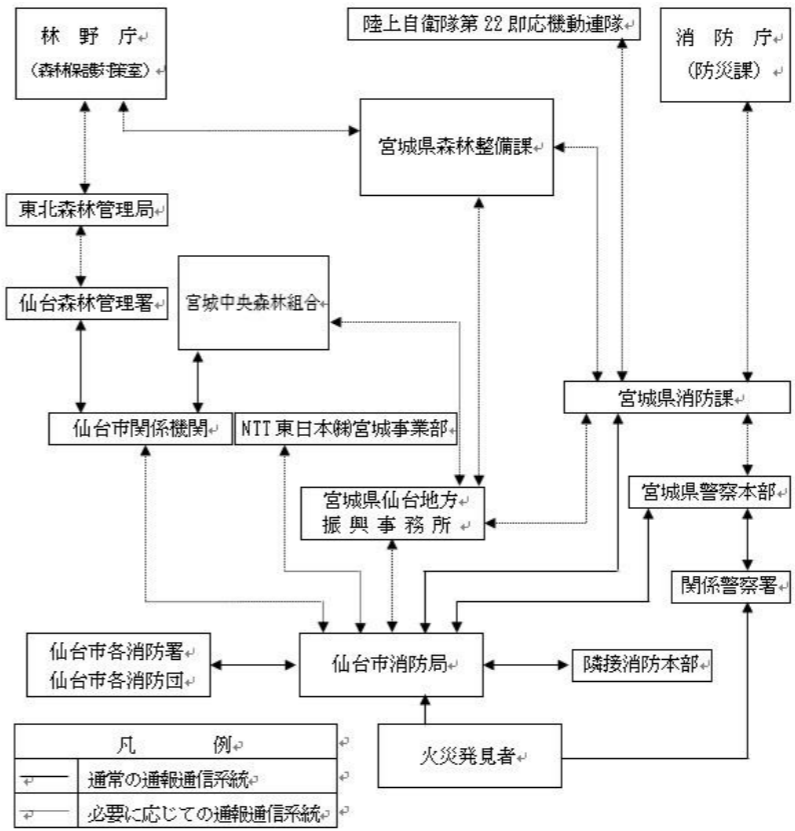
旧頁	旧	新	備考
第1部 第2章 第15節 緊急輸送計画 P127～128	(4) 緊急交通路の指定 警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合、災害対策基本法の定めるところにより公安委員会が指定した「緊急交通路」において、緊急通行車両、 規制除外車両のうち自衛隊車両等及び事前届出確認済車両 以外の車両の通行を禁止し又は制限するなど、必要な交通規制を実施し、交通秩序の維持に当たる。	(4) 緊急交通路の指定 警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合、災害対策基本法の定めるところにより公安委員会が指定した「緊急交通路」において、緊急通行車両 及び 規制除外車両以外の車両の通行を禁止し又は制限するなど、必要な交通規制を実施し、交通秩序の維持に当たる。	記述の適正化
第1部 第2章 第15節 緊急輸送計画 P129	4. 輸送車両等の確保 【財政部、経済部、会計部、消防部、交通部】 (中略) (7) 緊急通行車両の確認 災害対策基本法に基づき、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両通行の禁止又は制限が なされた場合は、次により 緊急通行車両確認証明書及び確認標章を受け る。 ア あらかじめ事前届出済証の交付を受けている車両については、 所管する各部及び区本部が警察署・緊急交通路の交通検問所等において交付を受ける。 イ 事前届出済証の交付を受けていない車両については、 所管する各部及び各区本部で緊急通行車両確認証明書、自動車検査証及び輸送協定書その他当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(指定行政機関等の上申書等)により管轄の警察署等に申請し、交付を受ける。 ウ 財政部が調達した車両については、 財政部で緊急通行車両確認証明書により、上記イと同様に管轄の警察署等に申請し、交付を受ける。 -(資料8-3「大規模災害に伴う交通規制実施要領」参照)-	4. 輸送車両等の確保 【<u>関係各部、区本部</u>】 (中略) (7) 緊急通行車両の確認 <u>手続</u> 災害対策基本法に基づき、 <u>公安委員会による緊急交通路が指定された場合、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両通行の禁止又は制限が行われる。車両を所管又は調達する各部及び区本部は、緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付を事前に受けた車両以外で緊急交通路を通行させる必要がある場合、速やかに緊急通行車両の確認手続を行う。</u> <u>(第23節「災害警備活動・交通規制計画」参照)</u>	災害対策基本法施行令の改正に伴う手続の見直し
第1部 第2章 第16節 廃棄物処理計画 P138	3. 災害廃棄物等の処理 【環境部】 (中略) (5) アスベスト含有有害廃棄物の処理 アスベスト含有有害廃棄物の処理は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成29年9月 環境省 水・大気環境局大気環境課)に従い適正に処理を進める。	3. 災害廃棄物等の処理 【環境部】 (中略) (5) アスベスト含有有害廃棄物の処理 アスベスト含有有害廃棄物の処理は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(<u>令和5年4月</u> 環境省 水・大気環境局大気環境課)に従い適正に処理を進める。	マニュアルの時点更新
第1部 第2章 第17節 二次災害の防止 P140	2. 避難情報発令等の実施・警戒区域の設定 避難情報発令等 の実施 、警戒区域の設定については、第4節「避難計画」による。	2. 避難情報の発令等・警戒区域の設定 避難情報 の 発令等、警戒区域の設定については、第4節「避難計画」による。	地震・津波災害対策編に整合

旧頁	旧	新	備考																								
第1部 第2章 第17節 二次災害の 防止 P141	3. 被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定（被害が甚大である場合）〔都市整備部〕 (1) (略) (2) 被災宅地の危険度判定 (中略) <table border="1" data-bbox="379 415 1460 659"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>結果の活用</td> <td> ①特に緊急を要する応急措置等 ・避難情報の発令または警戒区域の指定のための判断材料とする。 ・応急措置のための優先付けを行う。 ②宅地造成等規制法に基づく防災措置の勧告等 ③応急復旧及び本復旧のための助言又は支援制度等の提案 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	(中略)	(中略)	結果の活用	①特に緊急を要する応急措置等 ・避難情報の発令または警戒区域の指定のための判断材料とする。 ・応急措置のための優先付けを行う。 ②宅地造成等規制法に基づく防災措置の勧告等 ③応急復旧及び本復旧のための助言又は支援制度等の提案	3. 被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定（被害が甚大である場合）〔都市整備部〕 (1) (略) (2) 被災宅地の危険度判定 (中略) <table border="1" data-bbox="1561 415 2641 659"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>結果の活用</td> <td> ①特に緊急を要する応急措置等 ・避難情報の発令または警戒区域の指定のための判断材料とする。 ・応急措置のための優先付けを行う。 ②宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく防災措置の勧告等 ③応急復旧及び本復旧のための助言又は支援制度等の提案 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	(中略)	(中略)	結果の活用	①特に緊急を要する応急措置等 ・避難情報の発令または警戒区域の指定のための判断材料とする。 ・応急措置のための優先付けを行う。 ②宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく防災措置の勧告等 ③応急復旧及び本復旧のための助言又は支援制度等の提案	宅地造成及び特定盛土等規制法の改正のため												
項目	内容																										
(中略)	(中略)																										
結果の活用	①特に緊急を要する応急措置等 ・避難情報の発令または警戒区域の指定のための判断材料とする。 ・応急措置のための優先付けを行う。 ②宅地造成等規制法に基づく防災措置の勧告等 ③応急復旧及び本復旧のための助言又は支援制度等の提案																										
項目	内容																										
(中略)	(中略)																										
結果の活用	①特に緊急を要する応急措置等 ・避難情報の発令または警戒区域の指定のための判断材料とする。 ・応急措置のための優先付けを行う。 ②宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく防災措置の勧告等 ③応急復旧及び本復旧のための助言又は支援制度等の提案																										
第1部 第2章 第20節 災害救助法 適用計画 P152	3. 救助の種類 <table border="1" data-bbox="332 730 1424 865"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(中略)</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td>1か月以内</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者	(中略)			災害にかかった住宅の応急修理	1か月以内	市長	(以下略)			3. 救助の種類 <table border="1" data-bbox="1513 730 2605 961"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(中略)</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td>3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者	(中略)			災害にかかった住宅の応急修理	3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）	市長	(以下略)			災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に整合
救助の種類	実施期間	実施者																									
(中略)																											
災害にかかった住宅の応急修理	1か月以内	市長																									
(以下略)																											
救助の種類	実施期間	実施者																									
(中略)																											
災害にかかった住宅の応急修理	3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）	市長																									
(以下略)																											
第1部 第2章 第23節 災害警備活動・交通規制計画 P170～172	2. 交通規制及び交通秩序の維持 (中略) (1)～(2) (略) (3) 緊急通行車両の確認 緊急通行車両の確認手続は、次の要領で行う。 ア 確認場所 警察本部（交通規制課）、高速道路交通警察隊、警察署のほか、緊急交通路の指定に伴う交通検問所等において実施する。 イ 申出事項 緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。 ① 番号標に表示されている番号 ② 車両の用途（輸送人員又は品名） ③ 使用者の住所、氏名 ④ 通行日時 ⑤ 通行経路（出発地、目的地） ⑥ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出） （追加）	2. 交通規制及び交通秩序の維持 (中略) (1)～(2) (略) (3) 緊急通行車両の確認 緊急通行車両の確認手続は、次の要領で行う。 ア 確認場所 警察本部、高速道路交通警察隊又は警察署 イ 申出事項 緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。 ① 番号標に標示されている番号 ② 車両の用途 ③ 活動地域 ④ 車両の使用者の住所及び氏名 ⑤ 緊急連絡先 ウ 必要書類 ① 緊急通行車両確認申出書 ② 添付書類 a. 車検証の写し b. 防災計画書、契約書等の災害応急対策を実施するための車両として使用されるもので	災害対策基本法施行令の改正による																								

旧頁	旧	新	備考																												
第1部 第2章 第23節 災害警備活動・交通規制計画 P170～172	<p>ウ 標章等の交付</p> <p>警察署長（交通規制課長、高速道路交通警察隊長を含む）が緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の確認標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。</p>	<p><u>あることを確かめるに足りる書類</u></p> <p>c. <u>指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類（災害発生時の手続きでは不要）</u></p> <p>エ 標章等の交付</p> <p>警察署長（交通規制課長、高速道路交通警察隊長を含む）が緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の確認標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。</p>	災害対策基本法 施行令の改正による																												
第1部 第2章 第26節 応急給水・水道復旧計画 P180	<p>3. 応急給水計画〔水道部〕</p> <p>(1) 応急給水方法 (中略)</p> <p>ア 拠点給水：非常用飲料水貯水槽・応急給水栓・災害時給水栓による給水 (資料 9-15「災害時給水施設」参照)</p> <p>イ 運搬給水：給水車・容器による給水</p> <p>ウ 臨時給水：臨時給水栓・仮設水槽による給水</p>	<p>3. 応急給水計画〔水道部〕</p> <p>(1) 応急給水方法 (中略)</p> <p>ア 拠点給水：<u>災害時給水栓・非常用飲料水貯水槽・仮設水槽</u>による給水 (資料 9-15「災害時給水施設」参照)</p> <p>イ 運搬給水：給水車・<u>アルミタンク等</u>による給水</p> <p>ウ 臨時給水：臨時給水栓・<u>消火栓</u>による給水</p>	記述の適正化																												
第1部 第2章 第26節 応急給水・水道復旧計画 P183	<p>8. 応急給水補完対策〔環境部、各部、区本部〕</p> <p>(中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 井戸水の活用 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">令和 4年 9月 30日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>132</td> <td>46</td> <td>50</td> <td>38</td> <td>30</td> <td>296</td> </tr> </tbody> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	132	46	50	38	30	296	<p>8. 応急給水補完対策〔環境部、各部、区本部〕</p> <p>(中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 井戸水の活用 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">令和 5年 9月 30日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>127</td> <td>46</td> <td>50</td> <td>36</td> <td>30</td> <td>289</td> </tr> </tbody> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	127	46	50	36	30	289	時点更新
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	132	46	50	38	30	296																									
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	127	46	50	36	30	289																									
第1部 第2章 第29節 ガス施設災害応急計画 P187	<p>3. 緊急措置</p> <p>整圧器室が浸水し、ガス送出圧力が低下する等の異常が発生した際には、必要な保安措置を行い、供給継続が困難な場合は、最小限の地域の供給を停止する。</p>	<p>3. 緊急措置</p> <p>整圧器室が浸水し、ガス送出圧力が変動する等の異常が発生した際には、必要な保安措置を行い、供給継続が困難な場合は、最小限の地域の供給を停止する。</p>	記述の適正化																												
第1部 第2章 第29節 ガス施設災害応急計画 P187	<p>4. 広報活動</p> <p>あらかじめ報道機関に協力要請を行っておくマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ガス局ホームページにより周知する。</p> <p>また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努める。</p>	<p>4. 広報活動</p> <p>あらかじめ報道機関に協力要請を行っておくマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ガス局ホームページにより周知する。</p>	マスメディア・ホームページによる広報を基本とする																												

旧頁	旧	新	備考
第1部 第2章 第32節 JR 鉄道施設災害応急計画 P193	<p style="text-align: center;">第 32 節 JR 鉄道施設災害応急計画</p> <p style="text-align: center;">〔東日本旅客鉄道株式会社仙台支社〕</p> <p>被災内容は、鉄道輸送の各部門にわたり、広汎多岐の態様で発生することが予想されるので、次の要領により災害復旧に全力を挙げる。</p>	<p style="text-align: center;">第 32 節 JR 鉄道施設災害応急計画</p> <p style="text-align: center;">〔東日本旅客鉄道株式会社東北本部〕</p> <p>被災内容は、鉄道輸送の各部門にわたり、広汎多岐の態様で発生することが予想されるので、次の要領により災害復旧に全力を挙げる。</p>	組織改編のため
第1部 第2章 第32節 JR 鉄道施設災害応急計画 P194	<p>7. 対策本部の設置</p> <p>災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を定める。</p> <p>(1) 仙台支社対策本部</p> <p>ア 支社対策本部長は仙台支社長とし、対策本部の業務を統括する。</p> <p>イ 支社長が不在の場合は、先着した部長が本部長の職務を代行する。</p> <p>(2) 現地対策本部</p> <p>ア 支社対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区駅長に対して現地対策本部の設置を指示する。</p> <p>イ 現地対策本部長は地区駅長、地区駅長が指定した者とする。</p>	<p>7. 対策本部の設置</p> <p>災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて東北本部内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を定める。</p> <p>(1) 東北本部対策本部</p> <p>ア 対策本部長は東北本部長とし、対策本部の業務を統括する。</p> <p>イ 東北本部長が不在の場合は、先着した部長又はユニットリーダーが対策本部長の職務を代行する。</p> <p>(2) 現地対策本部</p> <p>ア 対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区駅長に対して現地対策本部の設置を指示する。</p> <p>イ 現地対策本部長は地区駅長、地区駅長が指定した者とする。</p>	組織改編のため
第1部 第2章 第32節 JR 鉄道施設災害応急計画 P194	<p>8. 気象異常時の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸送指令</p> <p>輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。(運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。)</p>	<p>8. 気象異常時の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸送指令</p> <p>輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。(運転規制基準及び運転規制区間は、東北本部運転規制等取扱いによる。)</p>	組織改編のため
第1部 第2章 第33節 住宅応急対策計画 P201	<p>7. 被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去 〔財政部、健康福祉部〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被災住宅の応急修理</p> <p>災害のため住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態であって、応急的に修理すれば居住可能な場合に、必要最低限の修理を行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 期 間</p> <p>災害発生の日から1か月以内</p>	<p>7. 被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去 〔財政部、健康福祉部〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被災住宅の応急修理</p> <p>災害のため住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態であって、応急的に修理すれば居住可能な場合に、必要最低限の修理を行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 期 間</p> <p>災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)</p>	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に整合

旧頁	旧	新	備考								
第1部 第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画 P211	<p>4. 社会福祉資金の貸付〔仙台市社会福祉協議会〕</p> <p>低所得世帯へ災害等、不時の出費に対し、その経済的自立の助成を図るため、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会社会福祉資金貸付規程に基づき、社会福祉資金の貸付を行う。申込みは、社会福祉協議会各区・支部事務所に行う。</p> <table border="1" data-bbox="356 430 1261 514"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>貸付限度額</th> <th>利 子</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉資金</td> <td>15万円以内</td> <td>無利子</td> <td>30か月以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 対象 市内に6か月以上居住しており、資金の融資を他から受けることが困難な世帯</p> <p>(2) 保証人 1名要（市内在住で、独立生計を営んでいる方）</p>	名 称	貸付限度額	利 子	償還期間	社会福祉資金	15万円以内	無利子	30か月以内	<p>(削除)</p>	社会福祉資金の事業廃止に伴う掲載削除
名 称	貸付限度額	利 子	償還期間								
社会福祉資金	15万円以内	無利子	30か月以内								
第1部 第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画 P211	<p>6. 災害見舞金の支給〔健康福祉部、区本部〕</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 支給対象</p> <p>市内に住所を有する者の世帯で災害により、住家に全焼、全壊、流失、半焼、大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水又は消火冠水のいずれかの被害を受けた者。ただし、被災者生活再建支援金又は、災害救助法に基づく住宅の応急修理を受けたものは除く。</p>	<p>6. 災害見舞金の支給〔健康福祉部、区本部〕</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 支給対象</p> <p>市内に住所を有する者の世帯で災害により、住家に全焼、全壊、流失、半焼、大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水又は消火冠水のいずれかの被害を受けた者。ただし、被災者生活再建支援金又は、災害救助法に基づく <u>応急仮設住宅の供与若しくは</u>住宅の応急修理を受けたものは除く。</p>	仙台市災害見舞金支給要綱に整合								
第1部 第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画 P216	<p>18. 中小企業に対する復旧・復興支援〔経済部〕</p> <p>(1) 中小企業災害関連融資</p> <p>(中略)</p> <p>ア 概要</p> <p>(表省略)</p> <p>(注) 融資利率は、<u>平成29</u>年4月1日現在の数字であり、今後の金融情勢により変わる場合がある。</p>	<p>18. 中小企業に対する復旧・復興支援〔経済部〕</p> <p>(1) 中小企業災害関連融資</p> <p>(中略)</p> <p>ア 概要</p> <p>(表省略)</p> <p>(注) 融資利率は、<u>令和5</u>年4月1日現在の数字であり、今後の金融情勢により変わる場合がある。</p>	時点更新								
第2部 第2章 第4節 鉄道災害対策 P253	<p>第3-2 各鉄道事業者の鉄道災害対策： JR鉄道施設〔東日本旅客鉄道株式会社<u>仙台支社</u>〕</p> <p>1. 施設の現況</p> <p>仙台市域の営業路線の現況については、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;"><各線路の構造等></p> <p style="text-align: right;">平成25年11月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="385 1764 1418 1848"> <tbody> <tr> <td>管 理 者</td> <td>東日本旅客鉄道(株)<u>仙台支社</u></td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	管 理 者	東日本旅客鉄道(株) <u>仙台支社</u>	(以下略)	(以下略)	<p>第3-2 各鉄道事業者の鉄道災害対策： JR鉄道施設〔東日本旅客鉄道株式会社<u>東北本部</u>〕</p> <p>1. 施設の現況</p> <p>仙台市域の営業路線の現況については、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;"><各線路の構造等></p> <p style="text-align: right;">平成25年11月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="1567 1764 2599 1848"> <tbody> <tr> <td>管 理 者</td> <td>東日本旅客鉄道(株)<u>東北本部</u></td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	管 理 者	東日本旅客鉄道(株) <u>東北本部</u>	(以下略)	(以下略)	組織改編のため
管 理 者	東日本旅客鉄道(株) <u>仙台支社</u>										
(以下略)	(以下略)										
管 理 者	東日本旅客鉄道(株) <u>東北本部</u>										
(以下略)	(以下略)										

旧頁	旧	新	備考								
<p>第2部 第2章 第4節 鉄道災害対策 P254～255</p>	<p>3. 災害の応急対策 (中略) (1)～(6) (略) (7) 対策本部の設置 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を定める。 ア 仙台支社対策本部 ① 支社対策本部長は仙台支社長とし、対策本部の業務を統括する。 ② 支社長が不在の場合は、先着した部長が本部長の職務を代行する。 イ 現地対策本部 ① 支社対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区駅長に対して現地対策本部の設置を指示する。 ② 現地対策本部長は地区駅長、地区駅長が指定した者とする。 (8) 気象異常時の取扱い ア (略) イ 輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。(運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。)</p>	<p>3. 災害の応急対策 (中略) (1)～(6) (略) (7) 対策本部の設置 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて東北本部内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を定める。 ア 東北本部対策本部 ① 対策本部長は東北本部長とし、対策本部の業務を統括する。 ② 東北本部長が不在の場合は、先着した部長又はユニットリーダーが対策本部長の職務を代行する。 イ 現地対策本部 ① 対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区駅長に対して現地対策本部の設置を指示する。 ② 現地対策本部長は地区駅長、地区駅長が指定した者とする。 (8) 気象異常時の取扱い ア (略) イ 輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。(運転規制基準及び運転規制区間は、東北本部運転規制等取扱いによる。)</p>	<p>組織改編のため</p>								
<p>第2部 第2章 第7節 林野火災対策 P266</p>	<p>1. 通信体制 林野火災発生時の通信は、次により行う。</p>  <p>凡 例 <table border="1"> <tr> <td>—</td> <td>通常の通報通信系統</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>必要に応じた通報通信系統</td> </tr> </table> </p>	—	通常の通報通信系統	—	必要に応じた通報通信系統	<p>1. 通信体制 林野火災発生時の通信は、次により行う。</p>  <p>凡 例 <table border="1"> <tr> <td>—</td> <td>通常の通報通信系統</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>必要に応じた通報通信系統</td> </tr> </table> </p>	—	通常の通報通信系統	—	必要に応じた通報通信系統	<p>担当課の修正</p>
—	通常の通報通信系統										
—	必要に応じた通報通信系統										
—	通常の通報通信系統										
—	必要に応じた通報通信系統										